

インドネシアの国語と地方語の言語政策



海外交流

Language Policy for National Language and Regional Languages in Indonesia

原 真由子*

Key Words : Language Policy, Indonesian, Balinese

はじめに

東南アジアの大國であるインドネシアは、赤道にそって東西に広がる、広大な島嶼国である。人口は約2億7千万人、世界4位の多さである。インドネシアは「多様性の中の統一」を国是としているように、インドネシア全体の国民文化を持ちつつ、広大な領土に異なる多様な民族文化が存在する。そのため、これが同じ国なのかと思うほど、地域や民族によって、食事、生活習慣、文化、社会、信仰などあらゆる点において違いが大きい。言語も同様に多様である。全国的に普及している国語であり、かつ共通語でもあるインドネシア語がある一方で、地域や民族によって異なる固有の言語（地方語と呼ばれている）が話されており、700程度はあると言われている。

このようにインドネシアは多言語社会であるが、それに関わる言語政策が存在する。ここでは特に言語に関する法令に注目し中央政府・地方政府による言語政策を通して、昨今のインドネシアの言語状況の特徴を紹介したい。

国家レベルの言語に関する法令

1945年のインドネシア共和国憲法36条において、「国語はインドネシア語とする」と定められ、同条の注釈に、「住民により良好に維持されている固有

の言語を有する地方（例えば、ジャワ語、スンダ語、マドゥラ語など）においては、それらの言語は国家により尊重され、維持される。それらの言語もまた生きたインドネシア文化の一部をなすものである」と記された。これは長らく改正されることができなかったが、1998年の中央集権的なスハルト政権崩壊後、民主化・地方分権化が行われたことによって、2002年の憲法改正において、国語を定める憲法36条注釈の扱いであった地方語の言及は、独立した条項で明記されることになった。すなわち、憲法32条第2項で「国家は、国民文化の資産として地方語を尊重し、保護する」と記された。中央集権的なスハルト政権時代においても地方語の尊重・保護はなされていたが、地方語を含む地方の振興は非公式な領域に限定されていた。したがって、条項への格上げは、政治体制の変化によって、地方自治の拡大が進む中で、国家によって地方語に対する尊重と保護を推進することがより明確に定められたと理解できる。

さらに、2009年に「国旗、国語、国章、国歌に関する法律第24号」が施行された。この法律は、国家統一を強固なものとするべく、国旗、国章、国歌、国語の正しい適切な使用を強化することを目的としている。この法律の「第3章 国語」では、インドネシア語の国語としての地位の重要性が改めて確認、強調され、国語インドネシア語の機能、使用領域、発展・普及・保護などが定められている。このような法律は初めてであるが、述べられている内容は目新しいものではなく、インドネシア語の地位の強化が狙いであると考えられる。この背景には、グローバル化の中でインターネットの使用の増加などによ

* Mayuko HARA

東京外国语大学大学院 地域文化研究科
博士後期課程単位取得満期退学
(2004年)
現在、大阪大学大学院 人文学研究科
外国学専攻 教授 博士(学術)
E-mail : hara.mayuko.hmt@osaka-u.ac.jp



¹ 本稿は主に以下の論文に基づいている。

原真由子 (2023) 「インドネシア・バリ州における法令に見られるバリ語政策の方向性」『外国語教育のフロンティア』6号、pp.79-90

って公共空間で英語が氾濫し、インドネシア語の使用が乱れてきたことがある。また、対外的なチャレンジングな条項として、政府がインドネシア語を国際語とするべく機能向上を目指すことが述べられている。実際、2023年11月20日、長年の運動が身を結び、ユネスコの公用語の1つとして加えられた。

国語に関する第3章はインドネシア語についての制定が中心であるが、地方語についての言及も見られる。すなわち、いくつかの公的な領域（例えば標識）において地方語と外国語が目的によっては使用・併記可能であること、地方政府が地方語と地方文学の保護、発展、普及の義務を負うことである。

このように、国語インドネシア語だけでなく地方語も保護・尊重される対象であるということは建国以来変わらない。しかし、民主化・地方分権化を経て、国家的に国語インドネシア語の機能を強化することと同時に、地方語や地方文学の発展・保護の推進が一層尊重されるものとなり、地方政府にその主導権があることがわかる。

バリ州における言語に関する法令

地方政府における言語政策の例としてバリ州におけるバリ語を取り上げる。

現在、バリにおいては、大多数のバリ人が母語のバリ語を第一言語とし、さらに主に学校教育で身につけたインドネシア語を使用する二言語話者である。大まかに言えば、インドネシア語は国語として、行政、教育をはじめとする公的な領域で、バリ語は家庭や友人間の非公的な領域およびヒンドゥー教儀礼や伝統的慣習の文脈で用いられる。読み書きに関しても、バリ文字による伝統的な文字文化はいまだ残り、学校教育でも教えられているとはいえ、公的な領域（行政、教育など）ではほとんど全てがインドネシア語でなされる。さらに、昨今では特に都市部の若年層において、バリ語の使用が減少しており、インドネシア語の単一言語話者の増加が目立っている。彼らの間では、家族や友人との会話など、非公的な領域でもインドネシア語を使うことが普通になっている。したがって、将来的なバリ語維持へのバリ人自身の危機感は切実なものとなっている。

地方語の政策にとって、上述したような憲法における地方語の扱いの変化や法令の制定は大きな影響

を及ぼすことが予想される。しかしながら、バリ州はすでに地方分権化前の1992年に州政府の義務としてバリ語の発展と維持をうたう「バリ語、バリ文字、バリ文学に関するバリ州条例第3号」を施行していた。事実上、当時はバリ州政府、教育文化省バリ地方局、国立言語研究所デンバサール支局などの公的機関によってバリ語の育成・維持を目指した活動（例えばバリ語教育、バリ語・バリ文字・バリ文学のコンテストなど）がなされていたが、バリ州政府がそれを法的に保証するのはこの条例が初めてであった。

1998年のスハルト政権崩壊を経て民主化・地方分権化が進められる中、当面バリ語政策は特に変化がないように見えた。しかし、十数年が経ち、いくつかの法令の施行が行われた。その集大成として2018年に、1992年第3号州条例を改正する形で、「バリ語、バリ文字、バリ文学に関するバリ州条例2018年第1号」が施行された。この2018年州条例第1号の趣旨は、バリ語、バリ文字、バリ文学をバリのヒンドゥー文化を支える重要な手段であり、バリ人のアイデンティティーを表すものとして、州政府が保持、発展、普及を推進するというものであり、その点では1992年第3号州条例と趣旨は大きく変わらない。しかし、改正前にはない大きな変化として2点あげることができる。

まず、「バリ語指導員」制度の導入である。2016年に「バリ語指導員についてのバリ州知事令第19号」が出され、この2018年州条例第1号にもその内容が含まれている。各慣習村にバリ語教育、バリ語学、バリ文学を専攻した大卒のバリ語指導員が配置され、バリ語、バリ文字、バリ文学の保持、発展、普及のために活動を実施し、村の人々の間に关心が高まるように促すことが目指されている。この制度はそれまで全くなかったものであり、バリ語政策において非常に大きな変化と言える。バリ語の指導と普及については、学校におけるバリ語教育は昔から継続的に行われていたものの、学校外でのバリ語の指導や普及のための組織的な活動は手薄であったため、その空白をうめるものと考えることができるだろう。また、バリ語を教える能力を持つ人材の雇用創出という役割も担っていると言える。複数の大学でバリ語学やバリ語教育の専攻があるが、手堅い職業としてはバリ語教員くらいしかなく、それも採用



州都デンパサルにあるマクドナルド。バリ州では公的機関だけでなく民間の企業・ホテル・レストランもバリ文字で施設名を表示することが定められている。

数は限られている。このバリ語指導員制度は「バリ語では食えない」という状況を少しは改善するものと期待される。

2点目として、1992年第3号州条例では踏み込まれていなかった公的な領域におけるバリ語の使用を目指すことが読み取れる。例えば、バリ語、バリ文字、バリ文学の向上の対象範囲について述べる第4条において、「政府機関と社会におけるバリ語使用の習慣化の実現」があげられている。ここでは、非公的な領域だけでなく、政府機関という公的な領域においてもバリ語の使用が目指されていることがわかる。さらに、第8条第4項においては、「バリ語、バリ文字、バリ文学の発展のための手段が複数述べられ、その中に「地方政府の職員および（一般）バリの人々にはインドネシア語の他にバリ語を使用させる必要がある」「バリ語、バリ文字、バリ文学の使用を政府所有および民間所有の様々な媒体と空間において定める」とある。第4条と同様に、政府機関や地方政府といった公的な場所におけるバリ語の使用の必要性が明確に示されていると言える。上述の通り、実際には、公的な領域ではもっぱらインドネシア語が使用されており、都市部の若年層では非公的な領域でもインドネシア語を用いているのが現状である。この2018年州条例第1号は、それを食い止め、公的な領域の使用言語にバリ語を加え

ていこうという考えが読み取れる。

おわりに

以上のように、法令を見ることによって、インドネシアの言語状況の一端が垣間見られる。すなわち、国家統一の象徴と手段として、国語インドネシア語の正しい適切な使用が明確に規定される一方で、地方分権化によって、地方政府が地方語や地方文学をより尊重することが可能となり、バリ州に見られるように、インドネシア語化を食い止め、地方語の使用域を公的な場にまで広げるべく地方語の政策がさらに強化され、拡張しているということである。今後公的な領域におけるバリ語の使用がどれほど進むのか注視していく必要がある。

また、バリ州のケースは必ずしもインドネシア全体に当てはまるわけではない。バリの場合は、行政単位と民族・言語・文化単位がほぼ一致しており、また比較的規模の大きい地方であるため、政策を行いやすいと言える。しかし、一致していない地方（例えば、一つの行政単位に複数の民族や言語が混在している）や規模が小さい、あるいは辺鄙な地方は状況が異なるだろう。多様なインドネシアの言語状況を把握するためには、地方ごとの背景・状況をふまえた考察が必要である。